

高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因（病原体）

WOAHが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

元気消失



(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

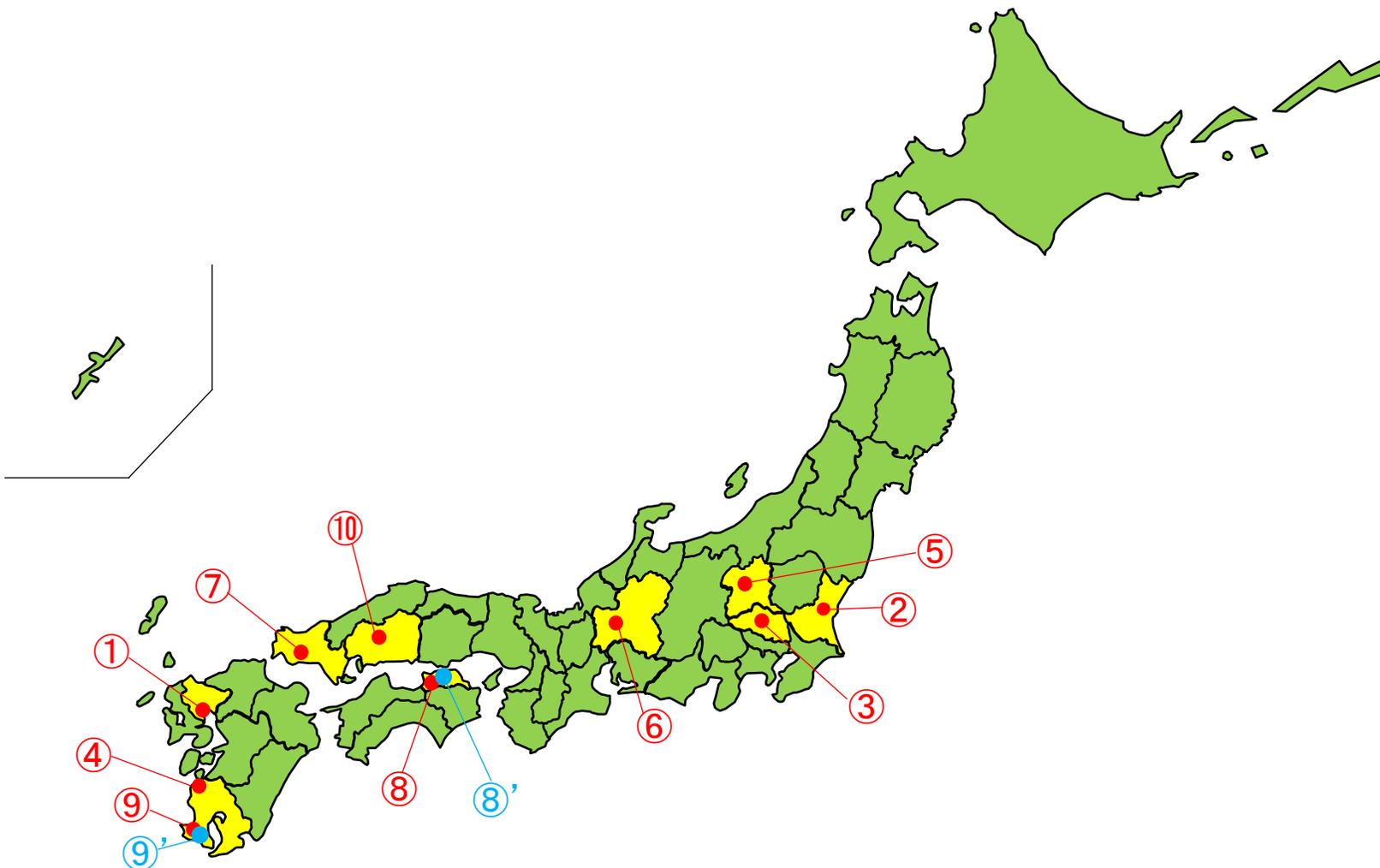
(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4、5年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況①

○ 今シーズンは、令和5年11月25日に国内1例目が確認されて以来、令和6年3月12日8時30分時点で**9県10事例**発生し、**約79.3万羽**が殺処分の対象となっている。



過去の発生事例～近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

<平成15年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～3月…3府県4事例 約27万羽 (山口県、大分県、京都府)
(※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生)

<平成18年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～2月…2県4事例 約16万羽 (宮崎県、岡山県)

<平成22年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

11～3月…9県24事例 約183万羽 (島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県)

<平成26年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

4月…1県1事例 約10万羽 (熊本県)
12～1月…4県5事例 約35万羽 (宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県)

<平成28年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

11～3月…9道県12事例 約166万羽 (青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県)

<平成29年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽 (香川県)

<令和2年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

11～3月…18県52事例 約987万羽 (香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県)

<令和3年度の発生> H5N1亜型/H5N8亜型 (高病原性)

11～5月…12道県25事例 約189万羽 (秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道)

<令和4年度の発生> H5N1亜型/H5N2亜型 (高病原性)

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽 (岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県)

<平成17年度の発生> H5N2亜型 (低病原性)

6～12月…2県41事例 約578万羽 (茨城県、埼玉県)

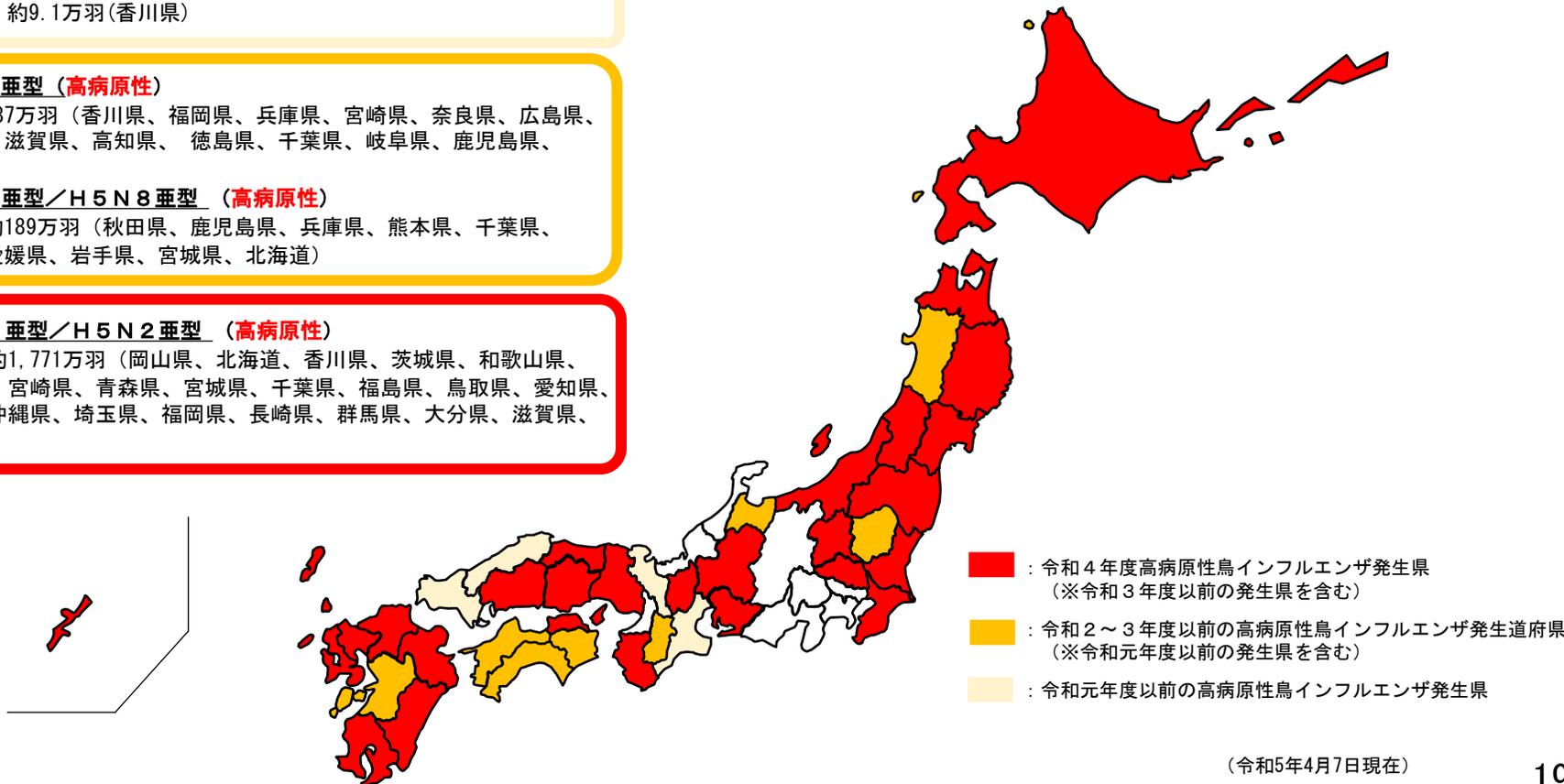
<平成20年度の発生> H7N6亜型 (低病原性)

2～3月…1県7事例 (うずら) 約160万羽 (愛知県)

※野鳥における発生 (高病原性)

・平成20年 全3県
・平成22～23年 全16県
(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)

・平成26～27年 全6県12例 (H5N8型)
・平成28～29年 全22都道府県 218例 (H5N6型)
・平成29～30年 全3都県45例 (H5N6型)
・令和2～3年 全18道県58例 (H5N8型)
・令和3～4年 全8道府県107例 (H5N1型/ H5N8型)
・令和4～5年 全26道県184事例 (H5N1型/H5N2型)
(飼養鳥全5県8事例 (H5N1型))



農場の分割管理マニュアルの概要

1. 分割管理の考え方

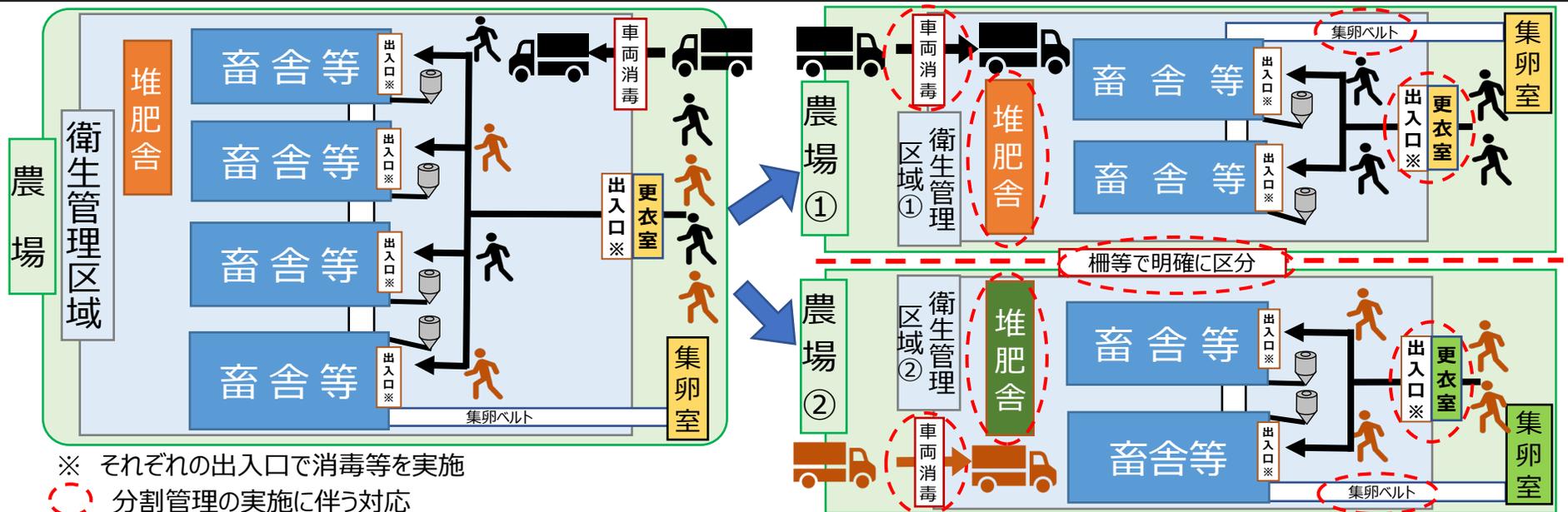
患畜又は疑似患畜が確認された農場の家畜は殺処分する必要があるが、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、**人、物、家畜等の動線**を分けることで、**農場を分割し**、殺処分の範囲を限定することが可能。

2. 取組の進め方

- (1) **生産者が自ら取り組むことを決定**した上で、具体的な方法について**都道府県に相談**。
- (2) 相談を受けた**都道府県は、必要な指導を実施**し、分割管理の**開始時及び継続的に実施状況を確認（随時）**。
- (3) 生産者は、**分割後の農場ごとに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、定期報告（年1回）を実施**。

3. 農場の分割管理を行う上での主な留意点

- (1) 隣接する衛生管理区域の**境界に柵等を設け**、分割後の農場を**明確に区分**。
- (2) 分割後の農場ごとに**作業者を分ける（※）**とともに、車両や作業者の**出入口を設け**、それぞれ**消毒等を実施**。**家畜は、導入時に一定期間、他の家畜との隔離を実施**。（※発生時に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された家きん飼養農場の場合は例外あり）
- (3) **集卵ベルト**など、畜舎をまたがる機材については**農場間で共用しない**。
- (4) 発生時の影響を考慮し、**堆肥舎等は原則、共同利用しない**。（共同利用する場合は、衣服の交換、消毒等を徹底。）
- (5) **分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際には**、畜舎**排気口へのフィルター設置等、病原体拡散防止対策**を図った上で、防疫措置を実施。非発生農場は、移動制限区域内の他の農場と同様、死亡羽数等の報告や検査を実施。



7 高病原性鳥インフルエンザによる鶏卵・鶏肉の輸出への影響

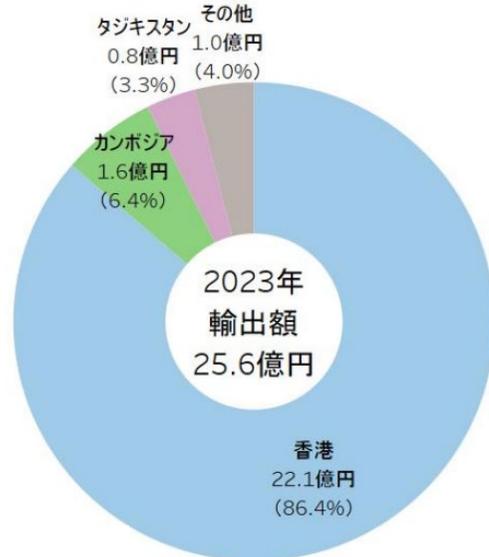
- 1 従来、高病原性鳥インフルエンザが発生すると、輸出相手国との協議が終わるまで日本全国の鶏卵・鶏肉の輸出を一時停止しなければならなかったが、輸出額の9割以上を占める香港及びシンガポールと協議し、今季から、香港及びシンガポールに対しては日本全国からの輸出を一時停止することなく、非発生県からの輸出を継続できることとなった。
- 2 発生県からの輸出再開については、清浄地域に復帰*以降、順次、相手国との協議を実施。
なお、協議の結果、今季から香港・ベトナム・米国・マカオ向けについて、輸出再開日に関わらず、清浄地域に復帰した日に遡って、同日以降に生産・処理された家きん由来製品の輸出が可能となった。

(なお、台湾向け卵については、2024年6月まで、非発生農場からの輸出が可能)

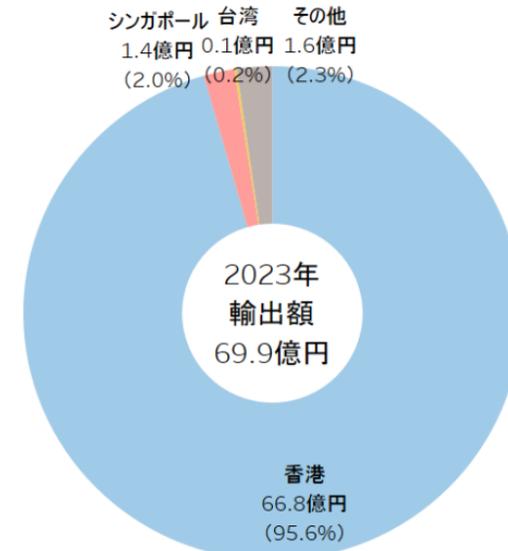
【鶏肉及び鶏卵の輸出実績(2023年)】

* 防疫措置完了から28日経過した日

〈鶏肉〉

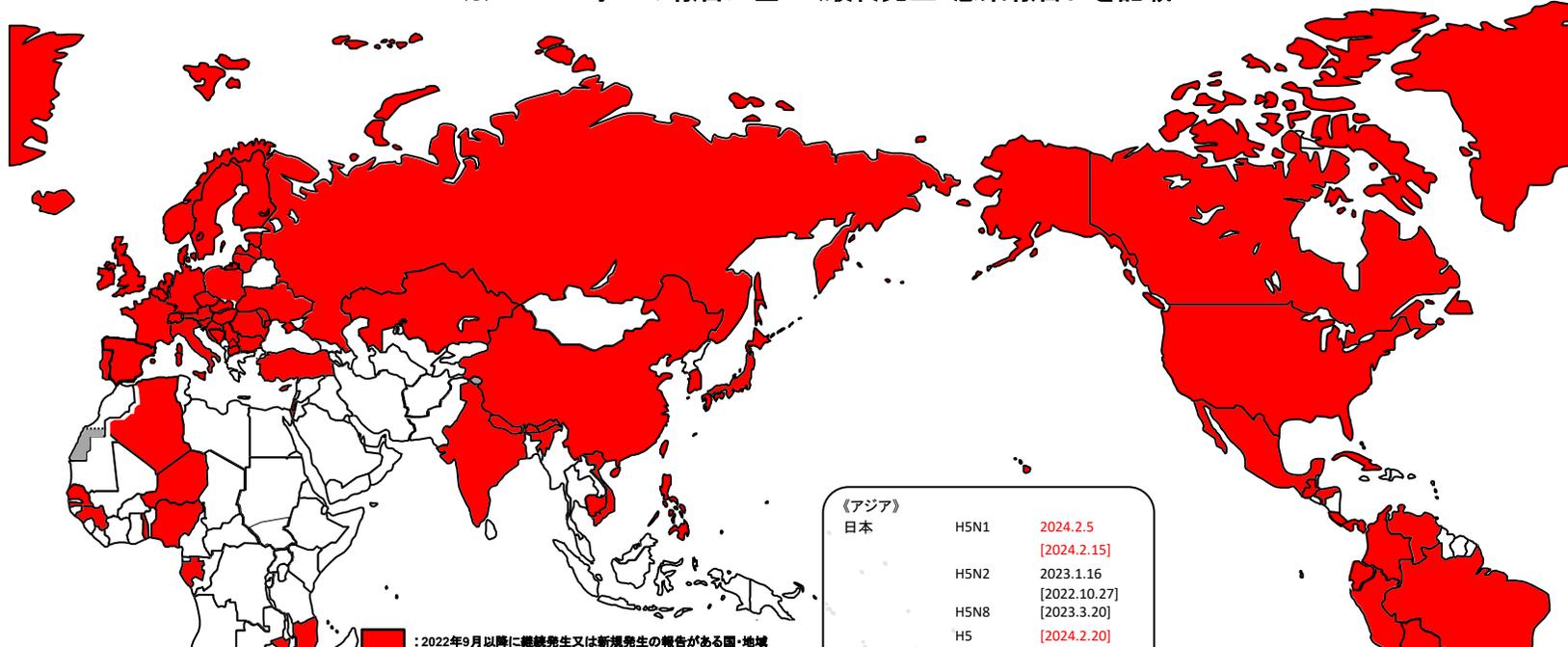


〈鶏卵〉



高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2022年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



■ : 2022年9月以降に継続発生又は新規発生の報告がある国・地域

《ヨーロッパ》			
アイスランド	H5N1 [2023.3.23]	デンマーク	H5N1 2024.2.15 [2024.1.30]
	H5N5 [2023.11.18]	(グリーンランド)	H5N5 [2023.9.14]
アイルランド	H5N1 2022.11.18 [2023.9.11]	(フェロー諸島)	H5N1 2022.10.2 [2022.9.22]
イタリア	H5N1 2024.2.19 [2024.2.13]	ドイツ	H5N1 2024.2.12 [2024.2.15]
英国	H5N1 2024.2.12 [2024.2.12]	ノルウェー	H5N5 [2024.1.16]
	H5N5 [2023.11.3]	オランダ	H5N1 2024.2.17 [2024.1.16]
	[2024.1.8]	北マケドニア	H5N1 [2022.11.3]
スイス	H5N1 2023.3.19 [2023.12.25]	ハンガリー	H5N1 2024.1.23 [2024.2.20]
スウェーデン	H5N1 2024.1.16 [2024.2.8]	フィンランド	H5N1 [2023.11.1]
	H5 [2023.12.21]	フランス	H5N1 2024.2.24 [2024.2.16]
スペイン	H5N1 2023.2.4 [2023.12.14]	ブルガリア	H5 2024.1.15
スロベニア	H5N1 2023.2.24 [2024.2.16]	クロアチア	H5N1 2023.11.14
セルビア	H5N1 [2023.11.25]	ウクライナ	H5 [2023.12.22]
カザフスタン	H5 [2023.12.28]	コソボ	H5N1 発生日不詳

《アジア》			
日本	H5N1	2024.2.5	[2024.2.15]
	H5N2	2023.1.16	[2022.10.27]
	H5N8	2023.3.20	[2023.3.20]
	H5	2024.2.20	[2024.2.20]
	H5N6	2024.2.10	[2023.12.6]
	H5N5	2024.1.23	[2024.1.23]
韓国	H5N1	2024.1.9	[2023.2.4]
	H5N6	2024.2.8	[2024.2.6]
台湾	H5N1	2024.2.20	[2024.1.4]
	H5N2	2023.1.23	[2023.1.12]
	H5N5	2023.1.12	[2023.12.21]
香港	H5N1	2023.12.21	[2024.1.31]
イスラエル	H5N1	2023.12.5	[2024.1.31]
フィリピン	H5N1	2023.11.30	[2023.1.4]
	H5N6	2023.1.4	[2022.10.3]
ベトナム	H5N1	2022.10.3	[2023.4.13]
インド	H5N1	2023.4.13	[2023.9.5]
ネパール	H5N1	2023.6.3	[2023.2.9]
カンボジア	H5N1	2024.2.8	[2023.10.8]
ブータン	H5N1	2023.3.11	[2023.12.5]
中国	H5N1	2023.12.5	[2024.2.6]

《ロシア・NIS諸国》			
ロシア	H5N1	2024.2.1	[2023.8.14]
(南樺太)	H5N1	2023.7.25	[2024.1.27]
モルドバ	H5N1	2024.2.14	[2024.1.27]

《アフリカ》			
南アフリカ共和国	H5N1	2023.1.6	[2022.12.1]
	H5N2	2022.11.29	[2023.8.14]
	H7N6	2023.12.18	[2022.11.22]
	不明	2024.1.11	[2022.12.18]
アルジェリア	H5N1	2024.1.11	[2023.8.14]
ニジェール	H5N1	2022.12.18	[2023.3.8]
ナイジェリア	H5N1	2024.1.26	[2023.3.8]
セネガル	H5N1	2023.3.18	[2023.3.8]
ギニア	H5N1	2023.4.15	[2023.4.15]
トーゴ	H5N1	2023.6.21	[2023.4.15]
モザンビーク	H7	2023.9.29	[2023.9.29]

《南北アメリカ》			
米国	H5N1	2024.2.15	[2024.1.17]
	H5N4	2022.9.10	[2023.9.6]
	H5	2023.9.6	[2023.7.1]
カナダ	H5N1	2024.2.8	[2023.6.29]
	H5N5	2023.6.29	[2023.6.23]
	H5	2023.6.23	[2023.11.7]
メキシコ	H5N1	2023.10.28	[2023.8.15]
	H7N3	2023.8.15	[2023.3.10]
パナマ	H5N1	2023.3.10	[2023.12.4]
エクアドル	H5N1	2023.12.4	[2023.11.14]
コロンビア	H5N1	2023.2.20	[2023.3.3]
	H5	2023.12.19	[2023.7.19]
	不明	2023.7.19	[2023.7.18]
ベネズエラ	H5N1	2022.11.17	[2023.11.20]*
	H5	2023.9.19	[2023.11.20]*
ペルー	H5	2024.2.1	[2023.11.20]*
	不明	2023.2.20	[2023.5.30]
パラグアイ	H5N1	2023.5.30	[2023.2.22]
ホンジュラス	H5N1	2023.2.22	[2023.7.3]
チリ	H5N1	2023.7.3	[2023.7.5]
コスタリカ	H5	2023.10.11	[2023.5.11]
ウルグアイ	H5	2023.5.11	[2023.10.4]
グアテマラ	H5N1	2023.1.26	[2023.10.17]
アルゼンチン	H5N1	2023.7.5	[2023.10.20]
	H5	2023.10.20	[2023.2.1]
ボリビア	H5N1	2023.3.20	[2023.2.4]*
	H5	2023.2.4	[2023.9.12]
キューバ	H5N1	2023.9.12	[2024.2.11]
ブラジル	H5N1	2023.9.12	[2024.2.11]

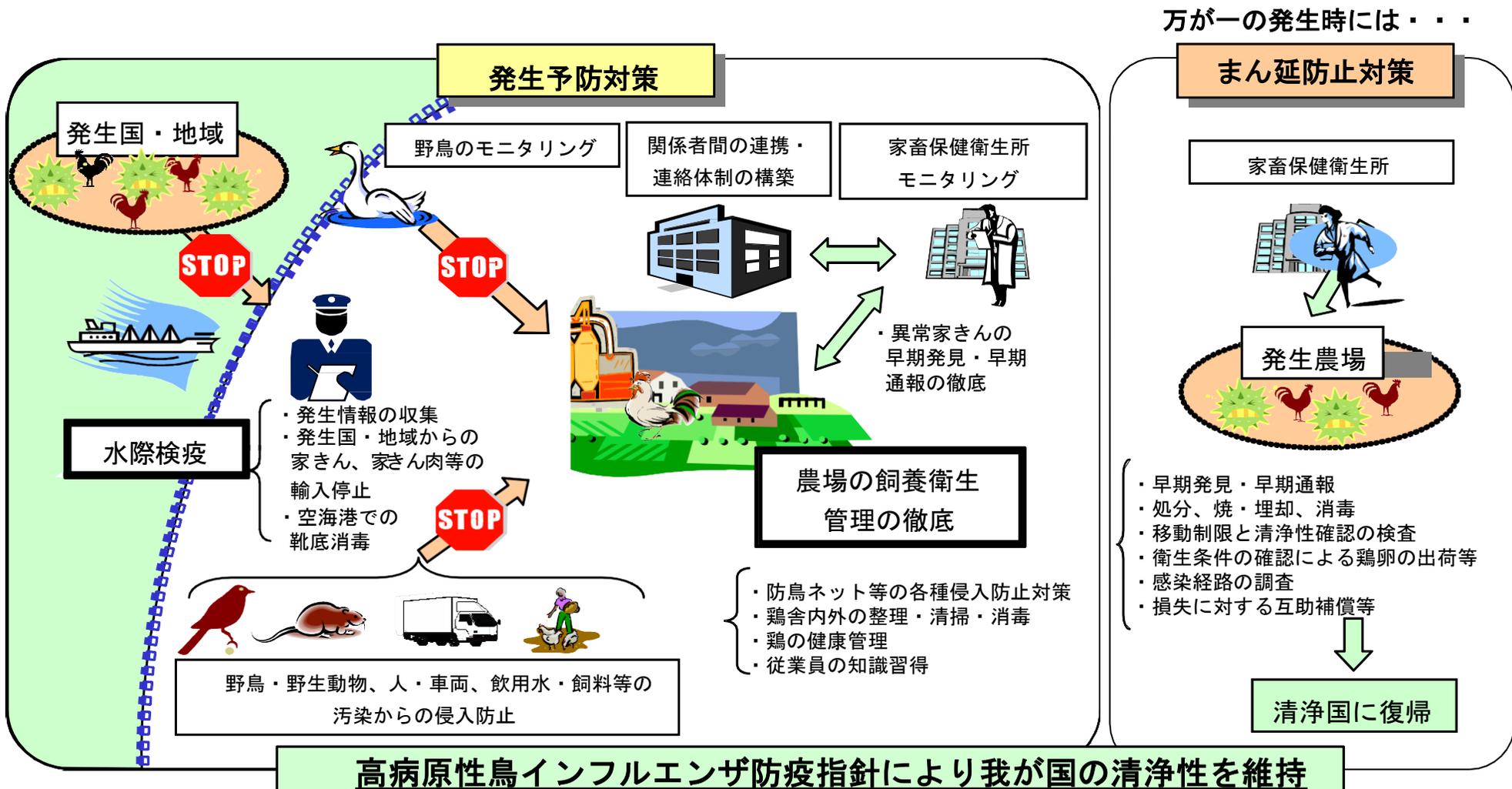
* 動物園における発生
出典:WOAH等

2024年2月29日現在

※[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。
※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、
その後の清浄性確認については記載していない。
※型別に最新の発生事例を記載
※白色の国、地域であっても継続感染等により報告
されていない可能性もある。
※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、
WOAH(国際獣疫事務局)が提供する
動物衛生情報システムである。

高・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

- 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- 家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異状家きん等の早期発見・早期通報の徹底。
- 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- 発生時の動物福祉に配慮した処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。



総理指示(11月24日)を受けた対応について

<総理指示> (11月24日23時05分)

- ① 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ② 現場の情報をしっかり収集すること。
- ③ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

<対応>

- ① 関係省庁(※)と連携し、都道府県が実施する防疫措置(当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等)について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。(また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。)
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等(鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等)を実施。

(※) 関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省